

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7

氏名 株式会社大剛  
代表取締役 安田 奉春

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 大熊 誠太郎



許可の年月日 令和 2 年 6 月 15 日

許可の有効年月日 令和 7 年 4 月 15 日

## 1. 事業の範囲

・事業の区分

< 中間処理業（破碎） >

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

< 中間処理業（分離） >

①汚泥 ②廃酸 ③廃アルカリ ④廃プラスチック類 ⑤金属くず

⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

以上6種類（缶飲料等の製造事業者等で発生又は回収された缶・ガラスびん・ペットボトル飲料等  
に限り、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀  
含有ばいじん等であるものを除く。）

< 中間処理業（固形燃料化） >

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤動植物性残さ

以上5種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物  
であるものを除く。）

< 中間処理業（圧縮） >

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず

⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物  
であるものを除き、②③④⑤⑥については①又は⑦に付着しているものに限る。）

< 中間処理業（選別・圧縮） >

①廃プラスチック類（ペットボトルに限る。） ②金属くず（アルミ缶、スチール缶に限る。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスびんに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物  
であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	破砕施設(固形燃料化施設)	破砕施設	破砕施設	破砕施設	圧縮施設
施設場所	京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7ほか21筆				
設置年月日	平成17年11月29日	平成18年12月21日	令和2年8月20日	平成26年11月25日	平成13年7月12日
処理能力	43.89t/日(廃プラスチック類、24時間) 72.0t/日(木くず、24時間)	40.8t/日(24時間)	163.2t/日(24時間)	51.12t/日(廃プラスチック類、24時間) 80.4t/日(木くず、24時間) 154.8t/日(はたき類、24時間)	192t/日(24時間)
取り扱う産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ	木くず	木くず	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
許可年月日	令和元年12月19日	令和元年12月19日	令和2年8月17日	令和元年12月19日	
許可番号	元山北保環第177号の8	元山北保環第177号の9	2山北保環第11号の7	元山北保環第177号の11	

施設の種類	分離施設	破砕施設(固形燃料化施設)	圧縮施設	選別・圧縮施設
施設場所	京都府長岡京市神足寺田17番2ほか4筆			
設置年月日	平成15年3月27日	平成17年7月20日	平成14年9月14日	平成30年7月12日
処理能力	157.2t/日(缶、24時間) 193.2t/日(びん、24時間) 115.5t/日(ペットボトル、24時間) 88.8t/日(廃プラスチック類(ペットボトルを除く。)、24時間)	43.89t/日(廃プラスチック類、24時間) 34.65t/日(木くず、24時間)	192t/日(24時間)	選別 72t/日(24時間) 圧縮 27.6t/日(廃プラスチック類(ペットボトルに限る。)、24時間)
取り扱う産業廃棄物の種類	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類(ペットボトルに限る。)、金属くず(アルミ缶、スチール缶に限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスびんに限る。)
許可年月日		令和元年12月19日		
許可番号		元乙保環第64号		

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年4月16日：当初許可
- 平成10年4月16日：更新許可
- 平成15年4月14日：変更許可（処理方法の追加：分離）
- 平成15年4月16日：更新許可
- 平成15年11月6日：変更許可（処理方法の追加：固形燃料化）
- 平成16年6月22日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：固形燃料化②③）
- 平成20年5月8日：更新許可
- 平成21年9月9日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：破砕⑤、固形燃料化④⑤）
- 平成24年3月28日：変更許可（処理方法の追加：圧縮、処理方法の変更：選別→破砕）
- 平成25年2月8日：優良基準適合
- 平成27年6月30日：更新許可
- 平成28年7月28日：施設の一部変更に伴う取り扱う産業廃棄物の種類の削除：破砕(動植物性残さ)
- 平成30年8月2日：変更許可（処理方法の追加：選別・圧縮）
- 令和2年6月15日：更新許可
- 令和2年9月4日：施設の一部変更に伴う許可証の書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無